

令和8年函審第5号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年5月27日06時14分

北海道根室港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 1.1トン

登 録 長 8.27メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

漁船法馬力数 120キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、昭和55年8月に進水し、専ら刺し網漁業に従事する一層甲板型のFRP製漁船で、左舷船首部に漁具巻上げローラー、船体中央部やや船尾寄りに操舵室、同室前面に窓枠によって3分割された旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央に舵輪及び磁気コンパス、その左舷側にレーダー及び魚群探知機、右舷側にGPSプロッター、機関遠隔操縦装置及び機関回転計をそれぞれ備えていた。

また、Aは、船首から船尾にかけて、両舷に甲板上高さ60センチメートル（以下「センチ」という。）のブルワーク、両舷ブルワーク側面2か所それぞれに上甲板面を下端とする直径8センチの船側に貫通している排水口、ブルワークに連続して船尾にトランサム、トランサム中央部にトランサム上端より30センチ低いモーターパッド、同パッドに船外機が設けられていた。

(2) 刺し網漁

Aの行う刺し網漁は、目合150ミリメートル（以下「ミリ」という。）、網丈0.5メートル、1反の長さが28メートルの合成繊維製反網10反を羽交糸によってつなぎ合わせ、これを2組接続し、網裾の沈子網には重量約1キログラム（以下「キロ」という。）の石を錘として毎0.5メートルに1個の割合で合計20個を取り付け、その前後に、白色若しくは赤色旗を備えたボンデン、直径15ミリ、長さ54メートルの合成繊維製瀬縄、重量5キロの鋼製錨及び同網と漁網とを接続する長さ15メートルの捨て縄を順次連結した漁具を1箇統とし、水深20メートルの海中に投じて敷設する底刺し網漁で、03時半頃出航し、04時頃漁場に至って一晩ないし二晩留め置いた漁具の揚網を行い、これが終わると換わり

網の投網を繰り返すもので、投網所要時間が約 10 分、揚網所要時間が約 30 分であった。

(3) a 受審人の経歴

a 受審人は、（一部省略）Aを購入し、同船に船長として乗り組んでいた。

そして、a 受審人は、長期間留め置いたかれい刺し網を揚網したことはあったものの、多量の漁獲物によって過大な船体沈下を生じ、海面がモーターパッド上端を越え、海水が流入した経験はなかった。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか 1 人が乗り組み、操業の目的で、船首 0.2 メートル船尾 0.7 メートルの喫水をもって、令和 7 年 5 月 27 日 03 時 30 分根室港を発し、同港北方沖合 5 海里の漁場に向かった。

ところで、a 受審人は、前日に操業を予定していたものの、荒天のため出漁を取り止めていた。

a 受審人は、04 時 00 分前示漁場に至り、二晩留め置いた漁具 1 箇統の揚網及び換わり網 3 箇統の投網を行った後、Aを他の二晩留め置いた漁具 1 箇統に沿って漂泊させ、甲板員を左舷船尾部に配し、自らは左舷船首部で漁具巻上げローラーの操作及び操業指揮に当たり、05 時 35 分ノッカマップ埼灯台から 294 度（真方位、以下同じ。）5.38 海里の地点付近で、船首を 090 度に向け、機関を中立運転にかけて揚網を開始し、06 時 05 分ノッカマップ埼灯台から 294 度 5.38 海里の地点で、揚網を終えたところ、平素より多量の漁獲物によって過大な船体沈下を生じ、海面がモーターパッド上端を越え、海水が流入して甲板上に滞留するのを認めた。

海水が流入して甲板上に滞留するのを認めたとき a 受審人は、漁

獲物の積載状況及び滞留した海水の影響等による復原力の減少によって不安定な状態となり、船体傾斜が生じて転覆に至るおそれがあったが、この程度の船体沈下量であれば、まさか転覆することはないものと思い、過剰な漁獲物を海中に投棄して船体沈下を抑制し、排水口から滞留した海水を排出するなど、復原力を確保するための措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、甲板上に滞留する海水量を徐々に増加させながら漂泊中、06時08分漁獲物の積載状況及び滞留した海水の影響等による復原力の減少によって不安定な状態となって右舷側への船体傾斜が生じ、転覆の危険を感じたので、僚船に救助を要請するとともに帰航することとし、右舵を取って機関を前進にかけ、5.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で緩やかに右転しながら進行したところ、06時14分ノッカマップ埼灯台から294度5.38海里の地点において、Aは、内方傾斜によって更に右舷側への船体傾斜が助長され、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、船首が045度を向いたとき、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は晴れで風力4の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

転覆の結果、機関及び航海計器に濡損等を生じ、後に廃船処理された。

（原因及び受審人の行為）

本件転覆は、根室港北方沖合において、かれい刺し網の揚網中、平素より多量の漁獲物によって過大な船体沈下を生じ、海面がモーターパッド上端を越え、海水が流入して甲板上に滞留するようになった際、復原力を確保するための措置が不十分で、漁獲物の積載状況及び滞留した海

水の影響等による復原力の減少によって不安定な状態となって右舷側への船体傾斜が生じ、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、根室港北方沖合において、かれい刺し網の揚網中、平素より多量の漁獲物によって過大な船体沈下を生じ、海面がモーターパッド上端を越え、海水が流入して甲板上に滞留するようになったのを認めた場合、漁獲物の積載状況及び滞留した海水の影響等による復原力の減少によって不安定な状態となり、船体傾斜が生じて転覆に至るおそれがあったのだから、過剰な漁獲物を海中に投棄して船体沈下を抑制し、排水口から滞留した海水を排出するなど、復原力を確保するための措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、この程度の船体沈下量であれば、まさか転覆することはないものと思い、復原力を確保するための措置を十分にとらなかった職務上の過失により、漁獲物の積載状況及び滞留した海水の影響等による復原力の減少によって不安定な状態となって右舷側への船体傾斜が生じ、右舵を取って機関を前進にかけたところ、内方傾斜によって更に右舷側への船体傾斜が助長され、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、機関及び航海計器に濡損等を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 7 月 23 日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁